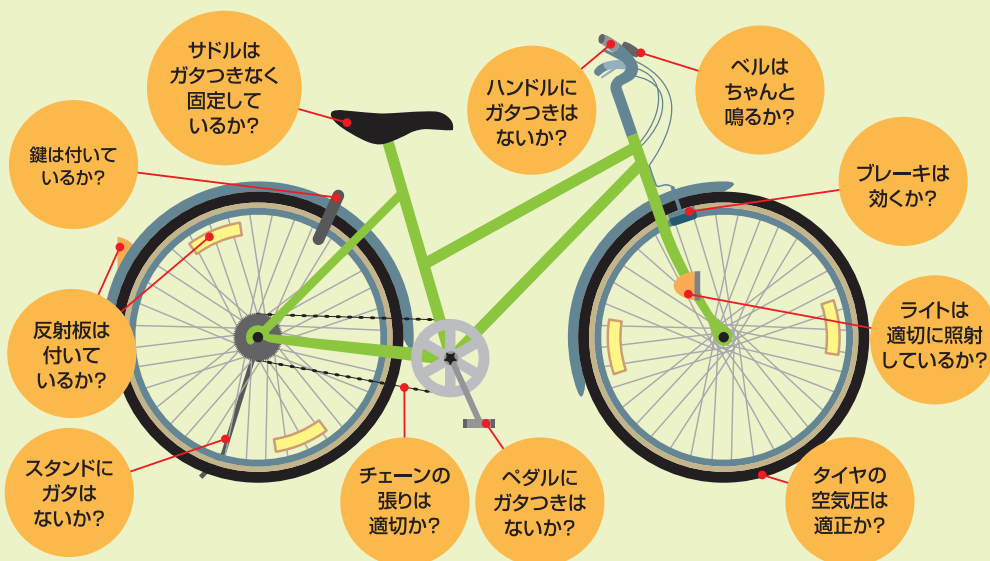


自転車の点検・整備はお済みですか？

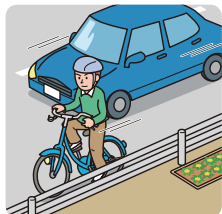
自転車は自動車と同じ車両です。
きちんと点検整備した安全な自転車で交通ルールを守り安全運転に心がけましょう。



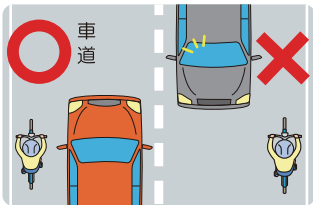
みんなで守ろう 自転車安全利用五則

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

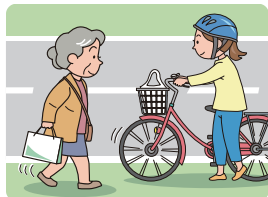
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



道路の左側端に寄って通行しなければなりません。



歩道では、すぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点では必ず信号を守り、一時停止をして安全を確認しましょう。



③ 夜間はライトを点灯

夜間運転するときは、ライトを点灯しなければなりません。



④ 飲酒運転は禁止

自転車でも飲酒運転は禁止です。



⑤ ヘルメットを着用

自転車を利用するとき(同乗を含む)は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



めざせ! 交通事故ゼロのまち

発行：静岡県くらし交通安全課

電話：054-221-2549



2022年12月1日より新登場

プロの自転車整備士による点検・整備で安心

緑色TSマーク付帯保険

□賠償責任補償(限度額)

最高

1億円

□人身事故すべてが対象

□示談交渉サービス付き

緑色TSマーク



点検整備済
賠償責任・傷害保険付
(1年間有効)
自転車安全整備士番号

点検基準日 年月日
(公財)日本交通管理技術協会

TSマークは
点検・整備に付帯した
自転車向け保険です



緑色TSマーク付帯保険の補償内容と支払対象

◎TSマーク付帯保険は、点検・整備を行い安全な自転車であるという証として貼付されたTSマークに付帯される保険です。自転車搭乗者は特定しません。

| | 賠償責任補償 | 傷害補償 | |
|-------------|---|---|--|
| | 死亡又は傷害 (すべての人身事故) | 死亡又は 重度後遺障害 | 入院15日以上 |
| | 限度額 1億円 ※示談交渉サービス付き | 保険金額 一律 50万円 | 保険金額 一律 5万円 |
| 支払いの対象 | TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が日本国内で第三者に死亡又は身体の傷害を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合 | TSマークが貼付された自転車に搭乗中の(同乗者も含む)人が日本国内での事故により、その日から180日以内に死亡又は重度後遺障害(1~4級)を被った場合 | 左記の事故によって、入院加療15日以上の場合 ※入院15日未満及び通院は補償の対象外です。 |
| 支払いできない主な場合 | (共通) ○盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故 ○道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故 ○自転車搭乗者の故意による事故 ○地震、噴火、津波による事故 (傷害補償) ○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの (賠償責任補償) ○同居の親族・同乗者に対する賠償事故 ○対物損害 | | |
| その他 | ○賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。 ○運転者が業務中に発生した賠償事故の場合、示談交渉サービスは提供されません。賠償責任補償の保険金は支払われます。 ○搭乗中の人は、自転車の所有者である必要はありません。 ○搭乗中とは、自転車から降りて、押して歩いている場合も含まれます。 ○事故は、道路上で起きたものに限りません。 ○重度後遺障害(傷害補償)とは、自賠法に定められている後遺障害1級~14級のうち1~4級をいいます。 ○暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合、保険金をお支払できないことがあります。 | | |